

## 日本における大地震及び津波とその深刻な影響を踏まえた

### ハンガリー知的財産庁からの通知（仮訳）

日本を襲った自然災害とその深刻な影響を考慮して、ハンガリー知的財産庁は、日本の出願人及び特許名義人に対し、ハンガリーにおける当該知的財産法令に基づき規定された、期限内に手続をできない場合の法的一般救済措置について注意を促すものである。その内容は以下の通り：

#### 特許、工業意匠、実用新案、集積回路配置の保護、及び植物品種の保護に関する手続き

「特許発明保護に関する 1995 年法 XXXIII (Act XXXIII of 1995 on the Protection of Inventions by Patents、ハンガリー特許法)」の 48 条(1)によれば、この法律の定める期限は延長できないものとされている。当該期限が遵守されない場合には、予告なしに法的責任を伴うものである。また、ハンガリー特許法の 49 条によれば、特許事項においては、もし当該不履行が当事者の責任によって生じたものでなければ、その遵守されなかった期日、またはその期限の最終日から 2 カ月以内に原状回復の請求を提出することができる。この請求に際しては、不履行の事由、及びそれが過失でなく生じたことを推定できるようにしなければならない。当該不履行がその後当事者の知るところとなった、またはその原因がその後に取り除かれた場合には、その不履行を知らされた、またはその原因が除かれた日から期限が起算されるものとする。原状回復の請求は、守られなかった期日、または守られなかった期限の最終日から 12 カ月以内に限り認められる。

優先権を主張するのに必要な、または国内優先権の主張において規定された出願をする際に、産業財産の保護に関するパリ条約の 4 条が定めた 12 カ月の期限内に手続をできない場合 [61 条(1)(c)]、当該期限の最終日から 2 カ月以内は原状回復の請求が認められるものとする。

期限が遵守されなかった場合、原状回復の請求を提出すると同時に、履行されなかった当該行為 (the omitted act) を実施しなければならない。

以下の期限を遵守できない場合には、原状回復が排除されるものとする。

- 原状回復の請求、及び当該手続継続の請求を提出する場合に対して定められた期限 [(1)～(3)項、及び48条(3)]
- 優先権の申請を提出・訂正する場合に対して定められた期限 [61条(2)及び(6)]

当該手続継続の請求によって、不遵守の結果が回避され得る期限に関しては、原状回復は認められないものとする。 [48条(3)～(6)]

原状回復の請求を提出するのは無料である。

ハンガリー特許法の48条(2)によれば、不備を正す、または意見を提出することについてこの法律がいかなる期限も規定していない場合、少なくとも2月、最大でも4月の期限を定めるものとし、この期限が切れる前に要求があれば少なくとも2月、最大でも4月まで延長することができる。また特別に正当と認められる場合には、更なる期限延長及び4月を超え6月を超えない期限延長が認められる場合もある。(2)項に示された期限を遵守できない場合、その不履行により下した決定を通知した日から2カ月以内に、当該手続継続を請求することができる。

履行されなかった当該行為 (the omitted act) については、当該手続継続の請求を提出するのと同時に、これを完了しなければならない。

取消手続、非侵害に関する決定の手続、83/E条～83/G条に規定された手続においては、当該手続継続を請求できない場合がある。

手続継続を請求する料金は、35 000 フォリント (HUF) である。

## 商標手続

商標問題において、商標及び地理的表示の保護に関する 1997 年第十一法（ハンガリー商標法）の第 42 条に従い、原状回復請求は、遵守されなかった期日、または遵守されなかった期限の最終日から **15 日以内**に提出することが可能である。この請求には、遵守できなかった理由および当該不遵守が請求当事者の落ち度に因るものではないことを示す事情が明記されていなければならない。不履行が後になって当事者に知られた場合、あるいはその後原因が消滅した場合、当該期間は、その不履行が知られるようになった日あるいはその原因が消滅した日から計算されるものとする。原状回復請求は、遵守されなかった期日、または遵守されなかった期限の最終日から **6 月以内**に限り容認されるものとする。

期限が遵守されない場合、履行されなかった行為は原状回復請求の申請と同時に実行されなければならない、あるいは、容認されれば、期間延長申請が可能である。

原状回復は、以下の場合には除外されるものとする：

- 優先権主張のために規定された期限を遵守できなかった場合 [第 53 条 (2)]；
- 条約による優先権または博覧会優先権を主張するために規定された期間である 6 月を遵守できなかった場合；
- 異議申立をするに際して規定された期間を遵守できなかった場合 [第 61 条／B(1)および(2)、第 76 条／P(3)]；
- 加速手続申請のために規定された期限を遵守できなかった場合 [第 64 条／A(1)]。

原状回復請求申請は、無料である。

ハンガリー知的財産庁は、知的財産の手続を進める上で、日本の現状を考慮するつもりである。